

5月消費者月間啓発活動について

1. 消費者月間とは

消費者行政の基本となる「消費者保護基本法」（現消費者基本法）は、昭和43年の5月30日に制定されました。昭和53年から5月30日を「消費者の日」、昭和63年から5月を「消費者月間」と定め、消費者問題のさまざまな啓発活動が行われています。

2. 当市における消費者月間の取り組み

当市においては、平成13年度から消費者月間に、四日市駅周辺で街頭活動を行ってきました。

今年度も、近鉄四日市駅前ふれあいモールにて街頭啓発を行います。

3. 目的

年々、多様化・複雑化している消費者被害を未然に防止するため、全国的に展開される消費者月間に合わせて、多くの市民が訪れる週末の駅前にて、悪質商法の手口や対処法について注意喚起するとともに、被害にあった場合の相談先をPRします。

4. 活動内容

【駅前街頭啓発】

- ・日時：令和元年5月18日（土）午前11時00分～正午
- ・場所：近鉄四日市駅前ふれあいモール
- ・啓発内容：啓発用グッズの配布

5. 参加予定者

市民文化部長、市民文化部次長兼市民生活課長
市民・消費生活相談室職員
協力団体：四日市消費者協会

6. その他

- ・今年の消費者月間のテーマ
「ともに築こう 豊かな消費社会 ～誰一人取り残さない 2019～」
- ・駅前街頭啓発実施日（5月18日）午前9時より消費者協会の事業として、「消費者の日啓発バザー」がふれあいモールで行われます。